## 亘理町公共物管理規則第5条の規定による許可条件書

- 1 工事中は、公共物管理者(以下「管理者」という。)の指示又は監督に従い、かつ、工事現場に工事責任者を常駐させること。
- 2 工事により、道路、水路等(附属物を含む)又は第三者に損害を与えたときは申請者の負担をもって、原形復旧又は損害の賠償を行うこと。
- 3 工事に当たり道路を掘削する場合の施工方法は、次のとおりであること。
  - (1) 掘削方法は、みぞ堀又はつぼ堀とし、えぐり掘を行わないこと。
  - (2) 1日に掘削する長さは、当日中に埋め戻すことのできる程度を目途として、最小限に留めること。
  - (3) 砂利道等の路面の砂利及び衣土は、下層の掘削土と混ざらないよう十分注意して掘削し、完全に区別しておくこと。
  - (4) 舗装道路のコンクリート又はアスファルト系舗装部分の掘削は、カッター等で丁寧に切り取って行い、舗装片は、下層の掘削土と混ざらないよう十分注意すること。
  - (5) 掘坑の肩には、掘削土を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土が交通に支障を及ぼす おそれがあるときは、これを他の場所に搬出すること。
  - (6) 軟弱地盤又は湧水がある場合にあっては、山留工を施し、湧水及び溜水を排除しながら、掘削を行うことともに、排水の処理を適正に行うこと。
- 4 工事の実施に当たっては、一般交通に支障を与えないよう注意し、次の事項を遵守するとともに 路面を汚染しないこと。
  - (1) 道路を掘削する場合は、原則としてその日のうち埋め戻し、仮復旧又は本復旧まで行うものとし、これによりがたい場合は、覆工板を設置する等の措置を講じ、安全な状態で交通の用に供すること。ただし、道路管理者の指示があるときは、この限りでない。
- 5 復旧工事は、次によること。
  - (1) 埋戻しの材料は、原則としてクラッシャーラン等の良質材料を使用すること。
  - (2) 山留工取りはずしは、下部を埋め戻して徐々に引き抜き、周囲に影響を与えないようにすること。この場合において地盤が崩壊するおそれがあるときは、埋殺しの可否及びその方法について管理者の指示を受けること。
  - (3) 軟弱地盤又は、湧水がある場所にあっては、湧水及び溜水を排除しながら埋戻しをおこなうこと。
  - (4) 埋戻し転圧は、大規模工事にあってはタイヤローラー、マカダムローラー等の重機械により、 小規模工事にあってはランマーその他適当な締め固め機械を用いて入念に行うこと。
- 6 工事完了後、残土、残材料等が公共物の敷地内にあるときは、これを速やかに敷地外に搬出し、付近を清掃し、管理上及び交通上支障のないようにすること。
- 7 工事完了後、境界を明らかにするため、用地境界を管理主管職員立会いのうえ申請者の負担をもって設置しなければならない。
- 8 申請箇所に管理者の許可なく、工作物、物件、施設等を設けたり、材料物品等を置いてはならない。
- 9 許可の期間が満了したとき、又は、許可を受けた理由が消滅したときは管理者に届け出るとともに公共物を原状に回復し、検査をうけなければならない。
- 10 道路改良等により町の工事が実施される場合は、申請者の負担によりすみやかに撤去しなければならない。

11 工事完成検査終了の日から2年以内に工事箇所が破損した場合(第三者の故意又は過失による場合を除く。)又は、工事に起因する影響が周囲に現れた場合は、管理者の指示に従って、申請者の負担において措置を行うこと。

## 注意事項

- 1 申請書に記載した事項を変更しようとする場合、及び権利の譲渡をする場合は、管理者の承認が必要です。
- 2 工事着手する7日前までに、着手届に工程表及び警察署長の道路使用許可の写し(許可を要する場合に限る。)を添付して提出してください。
- 3 工事は、宮城県土木部発行の道路工事現場における、保安施設設備基準を遵守し、事故防止に 万全を期すること。
- 4 工事が完成したときは、直ちに完成届に工事施工管理写真(工程順に寸法が明確なもの)出来形図面を添付して提出してください。
- 5 使用期間満了後も使用を継続しようとするときは、期間満了の日の1ヶ月前までに継続使用許可申請を行ってください。また、使用を廃止しようとするときまたは期間満了後に使用を継続する意志がない時は、使用終了届を提出し、公共物を現状に回復し、町長の検査を受けなければならない。
- 6 別に発行する納入通知書により、納期限までに使用料を納入してください。納期限までに納入 されないときは督促のうえ、延滞金を徴収します。